

第 2 4 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成23年10月 3日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成14年 2月13日及び同月14日の〇〇〇〇（以下「本件企業」という。）の立入調査に係る立入記録とその後の立入調査に係る計画書と命令書のうち警察に係るもの（以下「本件請求文書」という。）の公開請求を行った。
- 2 平成23年11月16日、実施機関は、上記 1の公開請求に対して、本件請求文書が存在する場合には、平成14年 2月13日及び同月14日の本件企業の立入調査に係る立入記録並びにその後の立入調査に係る計画書及び命令書のうち警察に係るもの（以下「本件行政文書」という。）であることを示した上で、条例第 9条に該当するとして、存否応答拒否による非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 平成23年11月28日、審査請求人は、上記 2の処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。
- 4 上記 3の審査請求について、当審査会は、平成25年 9月17日付け答申第 158号において、上記 2の処分は妥当でないので取り消し、文書の存否を明らかにしたうえで、改めて、公開又は非公開の決定を行うべきである旨の判断を行った。
- 5 平成27年 7月 1日、名古屋市長は、上記 2の処分を取り消す旨の裁決を行い、平成27年 7月31日、実施機関は、上記 2の処分を取り消し、改めて、本件行政文書を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 6 平成27年 9月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 捜査関係事項照会書の内容等は犯罪捜査に関する情報であって、公にすることにより、犯罪の予防に支障が生ずるおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当する。

(2) 捜査関係事項照会書の内容等は捜査機関が何時、どのような情報を集めていたかという捜査の手法に関する情報であって、公にすることにより将来同種の犯罪を企図している者が証拠隠滅等の対抗措置を取るなど、不当な行為を容易にするおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 捜査関係事項照会に係る情報を公にすると、今後同種の犯罪を企図又は隠蔽しようとする者に捜査手法等、捜査機関の手の内情報を教示することとなり、将来の犯罪捜査の遂行に支障が生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、本件行政文書に記載されている捜査関係事項照会書の内容及びそれに対する本市の回答（以下「本件情報」という。）は、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当する。捜査が終了したものであったとしても秘匿性を失うわけではなく、情報公開請求の時期によって取扱いが異なるものではない。

(2) 捜査の手法を明らかにすると、捜査機関の犯罪捜査の遂行及び実施機関の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件情報は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

(3) 国の行政機関では、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号。以下「法」という。）第 52 条第 2 項第 1 号の規定により、訴訟に関する書類及び押収物は情報公開法の規定は適用せず、非公開である。また、愛知県も国と同様の取扱いである。

条例には訴訟に関する書類について適用除外の定めはないが、国と本市とで取扱いを異にする理由はなく、訴訟に関する書類に該当する捜査関係事項照会書を公開することは情報公開法の趣旨に反する。

(4) 捜査関係事項照会書及びそれに対する回答は、全体が一体として捜査機関の手の内情報と解されるべきであることから、本件情報は全体を一体のものとして考え、非公開とすべきものである。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、資料及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 捜査関係事項照会書の文書番号と発出した日付は、番号以外を公開しても、公開される情報は実質としては変わらないことから、過剰な非公開である。文書番号が公開されると、文書の目録と照合することによって、日付の情報を検索することができるが、平成14年中の警察署の文書の目録のうち、捜査関係事項照会書が記載されたものはすでに廃棄されており、実施機関が非公開とした日付の情報を検索するというような照合ができるような状態に現在はない。
- (2) 本件企業は平成14年 2月13日に家宅搜索されていることが明らかであり、すでに時効が完成しているため、現在まで捜査が継続していることはない。また、平成14年の下水道法違反の案件であり、照会を発出した日付は平成14年 1月か 2月であることはわかるものである。照会を発出した日付が判明しても、概ねどの程度の時期に捜査していたのかという、既に分かっている情報を左右するものではなく、今回開示したからといって、劇的に状況が変わるというものではないから、実施機関が主張する「おそれ」は、蓋然性が高い状態とは評価される状態ではない。
- (3) 実施機関は、捜査の終結時点が認識できない以上、時間軸にとらわれず非公開とすべきと主張するが、平成14年 3月の報道発表から、下水道法第46条の 2及び法第 250条第 2項第 6号の規定により、遅くとも平成17年 4月には公訴時効が完成しており、本件事件は終結しているはずである。また、情報の性質によっては一定期間が経過した後に公開される情報もある。
- (4) 今回の捜査の端緒となった下水道法違反は、本件行政文書の内容とは関わらずになされた犯罪であり、また、一般にも、当該文書の内容とは関わ

らず起こりうる犯罪であるから、捜査機関が知りたかった情報を公開することと、犯罪の予防との間の因果関係は、通常人には理解されることではない。

- (5) 本件情報は、捜査関係事項照会書を発出した日付に若干の不特定性がのこる以外、ほぼすべてがこれまで実施機関が公にした情報から公になっているようなものである。本件行政文書は、紙に印刷された活字であるから、「非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ」、かつ「区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるとき」に該当することが明らかである。既に公開されている部分を公開しなければならないにも関わらず、実施機関は本件情報を全く公開していないのであるから、条例第 7 条第 2 項に違反している。
- (6) 実施機関の定例業務によって、犯罪（下水道法第12条第 2 項違反）の予防には万全が期されている「はず」であり、本件情報は、実施機関の定例業務に直接影響するものではないため、公にすることにより、「同種の」犯罪防止に支障が生ずるとする主張の合理性には疑問がある。
- (7) 本件処分に伴って、実施機関に、どの（今回の非公開情報として記載されている情報の）事実がいかなる場面において、「他の捜査に係るのか」ということについて説明を求めたところ、捜査機関がどのような捜査を行っているのか関知していないということであった。実施機関は、非公開情報と「おそれ」の因果関係を把握していない。実施機関において、実質の非公開情報であるという評価ができないのであれば、本件処分を正当とすることはできない。
- (8) 実施機関は、本件情報は条例第 7 条第 1 項第 7 号の法令秘情報であると主張するが、同号に該当するには、法律本文によって明示されていることが必要である。本件の場合は、法令に該当するものが存在しないため、同号に該当するという理由は、実施機関の裁量の逸脱である。
- (9) 警察活動には司法警察活動と行政警察活動という考えがあり、後者は名古屋市が行う取締りの活動である。実施機関は、この取締りの情報については、個人の氏名等を除き、ほぼ公開している。実施機関は、証拠隠滅の恐れ、手の内情報、犯罪予防を理由としているが、公にされている情報でモザイクアプローチをすれば、本件情報は逆探知可能である。したがっ

て、本件情報の公開と犯罪の予防との間に因果関係はなく、捜査関係事項照会だからといって、公開できる情報を区分せずに全体を非公開とする理由はない。非公開とする理由がないので、公開すべきである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件情報が、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するか否か及び条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

(1) 捜査関係事項照会書は、司法警察職員が法第 197 条第 2 項に定められた権限に基づき、公務所等に照会を行う際に使用するものである。

(2) 本件行政文書は、平成 14 年に司法警察職員から実施機関にされた、本件企業に関する捜査関係事項照会に対し、実施機関が回答する際に作成した 2 件の決裁文書であり、起案書、回答書（添付資料含む。）及び捜査関係事項照会書から構成されている。

4 条例第 7 条第 1 項第 3 号該当性について

まず、本件情報が、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書は、本件企業に関して捜査機関により犯罪の捜査が行われていた事件に関する文書であり、本件情報は犯罪捜査に関する情報であることは明らかである。

(3) 本件情報を公開すると、捜査機関が実施機関に対し、どのような時期にどのような照会を行ったかという捜査手法が判明することになる。その結果、同種の犯罪を企図している者が証拠隠滅等の対抗措置をとりかねないほか、捜査機関が捜査に着手しているか否かについて、捜査手法から類推されかねず、捜査に着手していない場合に法令違反を継続しかねないなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(4) また、審査請求人は、本件情報のうち、一部については部分的に公開できるのではないかと主張する。しかし、捜査関係事項照会書は、上記3(1)で述べたとおりの行政文書であり、捜査関係事項照会書に対する実施機関の回答についても、文書の性質や内容から、捜査関係事項照会書と同様に解することが適当であることから、本件情報は、全体が一体として不可分な捜査機関の捜査手法と解される。

(5) したがって、本件情報は、条例第7条第1項第3号に該当すると認められる。

5 実施機関は、本件情報が、条例第7条第1項第5号に該当すると主張しているが、上記4で判断したように、本件情報は非公開とすべきであると考えるので、これについて判断する必要はない。

また、審査請求人は、その他種々主張しているが、本件情報の非公開情報該当性については、上記4において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成27年10月28日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月18日	実施機関の弁明意見書を受理
平成28年 1月 7日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
令和元年 6月 4日	審査請求人より資料を受理

6月21日 (第 1回第 3小委員会)	調査審議
7月19日 (第 2回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第 2回第 3小委員会)	調査審議
8月 6日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人